

令和8年度

教育行政執行方針

長沼町教育委員会

教育長 八柳 圭

令和8年第1回長沼町議会定例会の開会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、少子化・人口減少、グローバル化の進展、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化し、従来の知識や経験だけでは正解を見いだすことが難しい時代を迎えております。

このような中、教育には、子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となることができるようにするとともに、町民一人一人が、多様な個性を尊重し合い、生涯にわたって学ぶことができる環境を整えることが求められております。

教育委員会といたしましては、こうした動向を見極めながら、ふるさと長沼を愛し、長沼町の持続的発展を支え、新たな未来を拓く人材の育成に努めるとともに、全ての町民が、地域文化の中で心豊かで生きがいのある人生を送ることができ、ウェルビーイングの向上を実感できる生涯学習社会の実現を目指し、町民の信頼と期待に応える教育行政の推進に取り組んでまいります。

次に令和8年度の重点施策について申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。

9年間の義務教育において、子どもたちが学ぶことの意義や喜びを実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を確実に育成することができるよう、「一人一人の学びをしっかりと支え、誰一人取り残すことのない教育」の実現を目指し、次の6点に重点的に取り組んでまいります。

1 小中一貫教育の推進

1点目は、小中一貫教育の推進です。

小中一貫教育につきましては、「一人一人の学びをしっかりと支え、誰一人取り残すことのない教育」を実現するための最も重要な取り組みであると考えており、施設分離型の小中一貫校として4年が経過する中、義務教育学校の開校を見据え、小中学校が一層連携して小中一貫教育の充実を図ってまいります。

特に、9年間の見通しを意識したカリキュラムの更なる充実、学年の系統性を重視した指導計画や単元構成の改善、難易度等を考慮した全員参画の学習形態の工夫など、小中学校の共通理解のもとで「一人一人の子どもが主語になる授業」

を目指した取り組みを進めてまいります。

また、本町独自の「長沼ふるさと学」につきましては、長沼町の伝統・文化、最先端の取り組みや地域の課題など、地域素材を活用した探究的な学習として充実を図ります。教わるだけでなく、自分から知ろうとする「学びの楽しさ」を獲得できる子の育成を目指し、教育課程の接続強化や、教職員による授業研究や乗り入れ授業を推進し、義務教育9年間の子どもの成長の姿を見据え、中学卒業時の子どもの姿に責任を持つ教育に取り組んでまいります。

義務教育学校の開校に向けましては、新しい時代にふさわしい教育を実現するための、更なる質の向上と充実を目指し、これまで推進してきた小中一貫教育の成果を基盤に、小中学校共通の日課の設定や小学校高学年での教科担任制、9年間を通じて子どもに寄り添う、積極的な生徒指導など、小中学校の円滑な接続に加え、教職員が一層協働しやすくなるよう体制の整備に取り組んでまいります。

また、学校施設が、学校教育の場となることはもとより、新たな機能・役割を持った地域の施設となるよう、先進事例に学び、学校の主人公である子どもたちと町民の皆様の意見を集約しながら、学校・地域両方ともが持続可能となる「学校づくり・地域づくり」を、目指してまいります。

2 ICT活用による学びの質の向上

2点目は、ICT活用による学びの質の向上です。

ICT環境は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等を図る上で必要不可欠な学習基盤であるという考えのもと、2年間にわたって指定を受けた文部科学省「リーディングDXスクール事業」の成果を生かした取り組みを発展させるとともに、生成AIを含む情報活用能力の育成についての実践も積み重ねるなど、学びの質の向上を図ってまいります。

また、昨年度、更新を行った学習用端末の操作の習得を促進し、1人1台端末とクラウド環境の更なる活用を進めるとともに、生成AIを含む校務DXの推進を通じて、校務の効率化による働き方改革や、教職員の創意を生かした子どもの学びの転換を図ってまいります。

3 教員の授業改善による学力の向上

3点目は、教員の授業改善による学力の向上です。

一人一人の子どもに新しい時代に必要となる資質や能力を育成するためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善に、小・中学校あげて取り組むことが重要と考えております。

このため、小中一貫合同研修会等において外部講師を招聘し、一人一人の学びをしっかりと支え、誰一人取り残すことのない教育や指導の在り方について研鑽を深めます。特に、学習のねらいを明確にし、見通しを持って学ぶことのできる学習過程や、一人一人の子どもが主語になる授業の進め方など、小・中学校で共通テーマに基づく研修を推進します。また、先進地視察等を通じて本町の実態に合った指導の在り方を検討し、新校舎建設に合わせて子どもが学びに向かう環境の整備にもつなげてまいります。

なお、これらの取り組み状況については、全国学力・学習状況調査やほっかいどうチャレンジテスト、標準学力調査等の結果をもとに、引き続き検証・改善してまいります。

4 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

4点目は、豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進です。

豊かな心の育成につきましては、「道徳科」を要として、教育活動全体を通じて道徳性が育成されるよう、道徳教育推進教師を中心に、組織的に授業研究に取り組むとともに、学習・生徒指導にピア・サポートを取り入れ、支え合いや思いやりの心を大切にした活動を引き続き進めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、「新体力テスト」を引き続き全学年・全種目で実施し、体育の授業改善を図るとともに、1校1実践の取り組み、部活動などへの支援を行うなど、体力向上や運動習慣の確立に向けた取り組みを推進してまいります。

また、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、心身の健康を実現する食事の重要性について学ぶため、学校給食を教材とした食育の充実に取り組むとともに、安全で美味しい給食の安定提供に引き続き取り組んでまいります。

さらに、国の学校給食費の抜本的負担軽減のための「給食費負担軽減交付金」を有効に活用し、町立小学校の学校給食費の無償化を実現し、町内公立学校に通学する子育て世帯についても学校給食費の負担軽減を図ってまいります。

5 子どもたちの学びを支える教育の推進

5点目は、子どもたちの学びを支える教育の推進です。

外国語教育につきましては、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、引き続き外国語指導助手（ALT）を小・中学校に1名ずつ配置してまいります。また、中学生海外派遣事業や英語検定の検定料助成を継続するなど、グロ

ーバル社会に対応する能力の向上と異文化への理解を図り、国際社会に貢献する人材を育ててまいります。

個に応じた指導につきましては、きめ細かな学習支援を行うため、引き続き支援員を配置してまいります。

小中高の連携につきましては、学びの連続性の観点から、小中高校生の合同の活動を積極的に進めてまいります。また、町立学校長会議への長沼高等学校長のオブザーバー参加や長沼高等学校の魅力化支援や生徒への資格取得の補助などに引き続き取り組んでまいります。

幼保小の連携につきましては、幼稚園・保育所で多様な体験を通して学んできたことを小学校へ円滑に接続できるよう、「架け橋期のカリキュラム」の活用や、体験入学や保育参観、共通行事、情報共有の場の設定など、引き続き、関係機関相互の連携を図るとともに、幼稚園・保育所と小学校の接続を強化してまいります。

小・中学校校舎の老朽化への対応につきましては、新校舎建設が視野にはあるものの、児童生徒の安全を第一に考え、現在の校舎の整備、補修などは随時行うとともに、長沼らしい教育の実現に向けた教育環境の整備など、総合教育会議で協議・調整しながら検討してまいります。

6 子ども、保護者、地域住民の信頼を高める教育施策の推進

6点目は、子ども、保護者、地域住民の信頼を高める教育施策の推進です。

教員の服務規律の保持につきましては、保護者・地域から確かな信頼を得られるように、教員研修の実効性を高めてまいります。また、常にコンプライアンスを意識し、子どもの命と安全・安心、教員自身の身分と健康を守る取り組みを進めてまいります。

また、教員が子どもと向き合う時間や授業研究に取り組む時間の確保に向けて、「学校における働き方改革アクション・プラン」に基づき、教職員の勤務実態に配慮し、業務の適正化や校務支援システムの継続など持続可能な学校運営体制の整備を進めてまいります。

いじめの問題につきましては、「長沼町いじめ防止等に関する条例」及び「長沼町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に重点的に取り組むとともに、「いじめ見逃しゼロ」の徹底を目指し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、いじめの問題に対応してまいります。

不登校の対応につきましては、関係機関と連携を図り、一人一人の子どもの実態に応じ、将来の社会的な自立に向けた

支援に取り組んでまいります。また、学びや支援に安心してアクセスすることができる環境の整備を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向け、個別の教育支援計画や個別の指導計画の充実など、子どもや保護者のニーズに応じた適切な指導と支援を推進してまいります。

安全教育につきましては、災害や事故・事件などから自らを守ることができるよう、関係機関と連携し「知る、備える、動く」といった防災・防犯意識の醸成を目指した、効果的な防災・安全教育を支援し、地域全体で子どもたちを守り育ててまいります。

これら学校教育の機能の充実に資するため、引き続き専門的教育職員を配置し、地域住民の多様な要望に答え、教育行政の展開ができるよう取り進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、町民の学びを支え、学んだ成果が生かされる生涯学習社会の実現を目標としております。

町民一人一人が学び合い、集い合い、話し合える方法を模索し、拓いていくよう取り組み、「学び」、「行動し」そして

「成果を分かち合う」社会教育を目指し、次の5点に重点的に取り組んでまいります。

1 生涯各期の学習機会の充実

1点目は、生涯各期の学習機会の充実です。

子どもから高齢者まで、生涯を通じて活躍できるよう、町民一人一人各年代層のニーズに応じた学習機会を提供してまいります。

家庭教育では、子ども育成課と連携し、子育て中の保護者向け講座などの充実を図ってまいります。

青少年教育では、地域学校協働活動本部が行う学校支援事業、放課後子ども教室、土曜日の学習支援活動を通じて子どもたちの学習機会の充実を図ってまいります。

また、高齢者教育では、健康寿命を伸ばし、社会とのつながりを維持するため、生きがいや生活を潤すことにつながるような、高齢者学習機会の充実に取り組んでまいります。

2 学校・家庭・地域が連携した子どもの健全育成

2点目は、学校・家庭・地域が連携した子どもの健全育成です。

コミュニティ・スクールにつきましては、地域とともにあ

る学校との連携体制推進のため引き続きサポートし、子どもたちの学びの充実を図ってまいります。

地域学校協働活動本部につきましては、子どもたちの学びや成長を継続的に支えられるよう、潜在的地域ボランティアへのアプローチを工夫し、果たす役割が最大限発揮されるよう取り組んでまいります。生涯学習を通じ地域の教育力向上・振興が図れるよう、学校支援事業並びに放課後子ども教室等を核として、引き続き支援してまいります。

3 文化芸術に触れた心の豊かさの向上

3点目は、文化芸術に触れた心の豊かさの向上です。

文化芸術につきましては、本年度においても引き続き、文化事業の後援や文化団体の支援を推進してまいります。

また、教育委員会主催事業など、町民にとって心の豊かさや潤いのある生活となるよう文化芸術に気軽に触れる機会を提供してまいります。

本町の郷土芸能には「長沼町勇獅子舞」、「長沼百年太鼓」、「長沼町田植歌おどり」があり、子どもたちをはじめとする町民が郷土芸能に直接触れたり、体験し、慣れ親しむことにより、その伝統を守り、絶やすことのないよう支援してまいります。

文化財は、我が町の歴史を知る上で貴重な財産です。町の歴史を学ぶことは、先人を敬い郷土愛をかん養することにつながります。

本町の歴史と文化を学ぶ機会が充実するよう、関係機関と連携し、文化財が損なわれないよう、保護・保存に努め、動画等の配信などを利用したデジタル郷土資料館の整備を進めてまいります。

4 図書館機能の充実

4点目は、図書館機能の充実です。

図書館につきましては、町民誰もが心豊かで生きがいのある人生を送ることができるよう、図書や郷土資料などの充実・提供に努めるとともに、一日司書や読み聞かせ会等により、引き続き子どもたちの読書活動を支援してまいります。

また、大活字本などユニバーサルデザインに配慮した書籍の充実を図り、全ての人が活字文化に触れることができる環境づくりを進めます。生涯学習の情報発信拠点として、町民誰もが気軽に足を運んでいただけるよう、サービスの向上に努めてまいります。

5 社会体育の充実

5点目は、社会体育の充実です。

社会体育の充実につきましては、「長沼町スポーツ推進計画」に基づき、長沼町スポーツ推進委員会や各スポーツ団体と連携し、健康で活かに満ちた生涯スポーツ社会の実現を目指しております。このため、町民一人一人のライフステージに応じ、町民誰もが気軽にスポーツに親しめ、子どもから高齢者までの体力・運動能力の維持・向上のための、各種スポーツ大会・スポーツ教室を引き続き実施してまいります。

部活動の地域展開については、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒が放課後の活動を持続的に行えるよう、専門的知見のあるコーディネーターを活用し、「長沼町立学校部活動地域移行検討協議会」で協議・実証を重ね、効果的な体制づくりを進めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政執行に関する主要な方針を申し上げます。

来年度開校予定の義務教育学校「長沼学園」は、単なる学校再編ではなく、町づくりの一翼を担う「町全体で子どもを育てる」教育プロジェクトであります。

これからの学校教育には、地域の皆様の協力のもと、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、意識を醸成

し、仕組みを定着させることが必要不可欠です。

学校は地域の一部であり、地域もまた学びの場です。公民館機能を有する、義務教育学校開校の理念は、建物をただ合築したのではなく「学舎融合施設～地域とともにある複合施設～」とするものです。

地域が人を育み、そこで育った人がまた地域を創るという新しい絆の創出が、町の持続的発展につながっていきます。

地域コミュニティに支えられ、多様な人々と協働し、様々な社会的変化を乗り越えていくことが、今を生きる子どもたちが、長沼町の持続可能な創り手となるための、基礎になると確信しております。

新しい学校づくりに向けた取り組みは、授業改革を含め長沼町の将来を創る「ながぬまっ子」を育ていく貴重な場になっていることをご理解いただきたく存じます。

現在の「ながぬまっ子」たち、そして、まだ見ぬ未来の「ながぬまっ子」たちのために、様々な工夫を積み重ね、家庭・学校・地域が密接に関わりながら、「ながぬまっ子」のよさや可能性を开花させ、自らの力で、多様で豊かな明るい未来を切り拓いていくことができるよう、全力で本町教育の充実・発展に取り組んでいく所存です。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心

からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。